



県央だより

Vol.16
2012年12月

中学生社会体験チャレンジ事業が実施されました

9月12日から14日までの3日間、鴻巣消防署において、鴻巣北中学校の2年生9人による「中学生社会体験チャレンジ事業（職場体験）」が実施され、消防隊員や救急隊員の指導のもと、警防活動訓練、救助訓練、普通救命講習など各種訓練等が行われました。

救助訓練では、安全の確保を十分に行い、訓練塔を使ってロープブリッジ渡過訓練や、座席懸垂降下訓練を体験しました。



人事行政の運営等の状況の公表

埼玉県央広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成23年度における組合職員の給与と勤務時間その他勤務条件などの人事行政のあらましをお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況
平成23年度は、消防職10人（男性10人、女性0人）を採用しました。また、再任用職員（短時間勤務職員）は採用しておりません。

(2) 職員の退職者数

平成23年度の退職者は5人です。（定年退職3人、勸奨退職2人、自己都合0人）

(3) 部門別職員数

平成23年度の職員数は、一般行政部門0人、消防部門327人、斎場部門1人となっております。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成23年度の人件費は、2,775,876千円で、歳出額に対する人件費率は68.9%です。

(2) 職員給与と費の状況

平成23年度の326人分の給与と費は給料1,344,161千円、職員手当701,898千円で、1人あたりの給与と費は6,276千円です。

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額と平均年齢の状況

平成24年4月1日現在の消防職の平均給料月額・平均給与月額と平均年齢の状況は、平均年齢が39.9歳で平均給料月額が319千円、平均給与月額が401千円、一般職の平均給料月額・平均給与月額と平均年齢の状況は、平均年齢が55.0歳で平均給料月額が369千円、平均給与月額が402千円です。

(4) 職員の初任給の状況

平成24年4月1日現在の職員の初任給の状況は、消防職・一般職ともに大学卒

178,800円、高校卒149,800円です。

(5) 職員手当の状況

平成23年度の期末・勤勉手当の支給割合は3.95%、地域手当の支給率は3.0%で、職員1人あたりの平均支給年額は123千円です。

平成23年度の時間外手当は総支給額が35,056千円で、職員1人あたりの支給年額は141千円です。

平成23年度の特務勤務手当の職員1人あたりの支給年額は46千円です。

(6) 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

管理者24,400円、副管理者20,800円、議長20,800円、副議長20,000円、議会運営委員会委員長19,200円、議会運営委員会副委員長18,400円、議員17,600円です。（月額）

また、期末手当として年間3.95月分が支給されます。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 1週間の勤務時間数（平成23年度）
毎日勤務職員・隔日勤務職員の勤務時間は、ともに1週間あたり38時間45分です。

(2) 育児休業、看護休暇及び介護休暇の状況
平成23年度に育児休業、看護休暇及び介護休暇を取得した職員は1名いました。

4 職員の分限及び懲戒処分等の状況

平成23年度において、懲戒処分された職員はおりません。

5 職員の服務の状況

平成23年度における承認件数は、厚生計

画に参加の場合が22件となっております。

(2) 営利企業等従事の許可状況

平成23年度における許可件数は2件となっております。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成23年度に実施した研修は、合計で163コースあり、延べ研修人員は1,742人です。

(2) 職員の勤務成績の評定方法
地方公務員法第40条に基づく職員の勤務成績の評定については、職務・職階ごとの評価シートを用い、複数の評価者による5段階評価の勤務評定を行っております。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉厚生制度に係る組合の負担状況
職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法で具体的に定められています。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金によって賄われています。

平成23年度は共済組合の負担金として、398,731千円支出しました。

この他、平成23年度は、消防職員等互助会への助成金として869千円支出しました。

(2) 公務災害の発生状況

平成23年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は2件ありました。

8 公平委員会からの報告

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

平成23年度は、措置要求案件及び不服申立て案件はありませんでした。

問合せ 総務課 ☎048-597-2001

組合議会(臨時会・定例会)のお知らせ

平成24年第1回臨時会が5月25日(金)に、平成24年7月定例会が7月30日(月)に、平成24年11月定例会が11月19日(月)に開会されました。提出議案とその結果は、次のとおりです。

平成24年第1回臨時会提出議案	結果
埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について	同意
埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	原案可決
平成24年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第1号)	原案可決
工事請負契約の締結について(高機能消防指令装置設置工事)	原案可決
平成24年7月定例会提出議案	結果
専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	承認
埼玉県央広域事務組合斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
平成24年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第2号)	原案可決
財産の取得について(救助工作車)	原案可決
平成24年11月定例会提出議案	結果
埼玉県央広域事務組合監査委員の選任について	同意
埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	原案可決
埼玉県央広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例	原案可決
平成24年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	原案可決
平成24年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第1号)	原案可決
平成23年度埼玉県央広域事務組合一般会計決算認定について	認定
平成23年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計決算認定について	認定

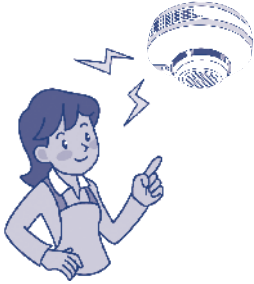
次回の定例会(平成25年2月定例会)は、2月中旬に開会される予定です。

問合せ 総務課 ☎048-597-2001

住宅用火災警報器の設置は義務なの？

●住宅用火災警報器の設置は義務です。

平成16年6月に消防法が改正され、消防法第9条の2及び埼玉県央広域事務組合火災予防条例で住宅用火災警報器を設置することが義務づけられました。このことにより、埼玉県央広域消防本部管内（鴻巣市・桶川市・北本市）では、新築の建物は平成18年6月から、既存の建物は平成20年6月から住宅用火災警報器の設置をしなければならないとされています。



●悪質な訪問販売に注意

消防署や消防団が個別に販売を行うことや、業者に販売の依頼はしておりません。また、設置の義務化による【罰則】や【点検の義務付け】はありません。

問合せ 予防課 ☎048-597-2004

救急救命士の処置範囲拡大への取組みについて

当地域では、厚生労働省や消防庁からの助言などを得て、厚生労働科学研究費補助金「救急救命士の処置範囲に係る実証研究」のモデル事業が行われます。平成24年11月1日から平成25年1月31日までの間、医療機関、医師会及び消防署などの地域の救急医療の協議会（地域メディカルコントロール協議会）の連携のもと、医師の具体的な指示を受けて救急現場や救急車内等で救急救命士が行える処置の範囲が広がられます。

なお、傷病者の方が、今回拡大される救急救命士による処置を断ったとしても、これまで通りの救急搬送などがなされ、不利益をこうむることはありません。

拡大される救急救命士の処置は以下の行為です。

- 低血糖の意識障害の可能性がある患者さんに対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。
- 血圧が低下しており、心臓が停止する危険性があるショック状態の患者さんに点滴を行います。

以上2行為につき実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 救急課 ☎048-597-2119

平成25年4月1日から、消防本部・消防署の電話・FAX番号が次のとおり変更になります。

問合せ 消防総務課 ☎048-597-2002

消防本部	電話	FAX	鴻巣天神分署	048-541-3349	048-540-1192
代表	048-597-3301		鴻巣西分署	048-542-9124	048-540-1193
災害自動案内	048-597-1119		吹上分署	048-548-6718	048-547-1099
消防総務課	048-597-2002	048-597-3716	川里分署	048-569-1900	048-568-1091
警防課	048-597-2003		桶川消防署	電話	FAX
予防課	048-597-2004		桶川消防署	048-773-1190	048-776-4301
救急課	048-597-2119		桶川西分署	048-786-1190	048-789-1058
指令課	048-595-1191		048-597-3714	北本消防署	電話
鴻巣消防署	電話	FAX	北本消防署	048-592-5005	048-592-5047
鴻巣消防署	048-597-2005	048-595-3717	北本東分署	048-592-2254	048-590-1191

救急車の適正利用について

近年、全国的に救急車の出動件数及び搬送人員はともに増えております。一方、救急車で搬送された人の約半分が入院を必要としない軽症という現状もあり、この中には、本来、救急車を利用する必要はなかった人もいる可能性があります。「交通手段がない」「便利だから」等の理由で救急車を呼んだりするケースがあります。

本当に必要なときに、救急車を安心して利用するためには、救急車の適正利用が不可欠となります。

救急車の適正利用にご協力をお願いいたします。

問合せ 救急課 ☎048-597-1211 9

エアテントの配備

平成24年6月、国から緊急消防援助隊支援資機材としてエアテント一式が配備されました。



このエアテントは、応援先での野営活動には欠かせない資機材の一つで、今後の緊急消防援助隊活動の体制強化が図れます。

問合せ 警防課 ☎048-597-2003

119番通報のかけ方

いざというときのために119番のかけ方を身につけましょう



あわてず落ち着いて、119番にかけましょう。(番号を間違えないように)

指令課職員の質問に答えるように、内容を伝えてください。

指令課職員	火事の場合	救急の場合
何が起きたのですか？ 火事ですか？救急ですか？	「火事です。」	「救急です。」
場所はどこですか？ → 災害が発生している住所を正確に伝えます。(わからないときは近くの目標物や目立つ建物の名前等)	「〇〇市 〇〇〇 番地 〇 号の埼玉ビルです。」	「〇〇市△町 1 丁目 1 番 1 号 県央一郎です。」
状況はどうですか？ → ・何が燃えていますか？(火事) ・誰がどうしましたか？(救急)	「2階の給湯室で、ガスコンロから出火しています。従業員により初期消火中です。」	「父が風呂場で倒れました。声をかけても返事がありません。」

注意すること

まず、自分自身の安全を確保し、直ちに119番通報をしてください。
通報途中でも消防隊、救急隊は出動しています。
事故の状況、けが人や病人の数や状態などによって救急車等が増やされ、すばやい活動が行うことができますので、できる限り詳しく通報してください。

※ その他、通報された方のお名前とお使いの電話番号をお聞きます。

問合せ 指令課 ☎048-597-3301

県央みずほ斎場からのお知らせ

県央みずほ斎場では、ご高齢の方や、車いすをご利用される方も待合室を利用しやすいよう、待合室1・待合室2を和室から洋室へ改修する工事を行いました。

この改修工事により、県央みずほ斎場の待合室は、洋室4室・和室2室となりました。

県央みずほ斎場からお願い

故人が生前に愛用していた衣類、メガネ、書籍、おもちゃなどの副葬品を棺に入れると、副葬品の燃焼によりダイトキシシン類が発生するとともに、焼骨に汚れが付着し、お骨を確認することが難しくなりますので、副葬品は棺に入れないようご協力をお願いします。

また、斎場に遺体を運ばれる際は、ドライアイスを取り除き、ペースメーカーを装着している場合は、必ず斎場へお申し出ください。

問合せ 県央みずほ斎場

☎048-596-9128 00

発行・編集

発行：埼玉県央広域事務組合
〒365-0062
埼玉県鴻巣市箕田1638番地1
ホームページアドレス
<http://www.ken-o.or.jp/>
編集：総務課
TEL 048-597-2001(代表)
FAX 048-597-3676

